

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「かけがえない生命のために」という創業精神のもと、「ものづくり企業」としての事業活動を通じ、経営の品質と企業価値を最大限向上させ、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーとの適切な関係を維持・発展させていくことが極めて重要であると認識しています。

そのためには、経営の透明性と健全性・効率性の向上を目指す経営管理体制の運用により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な経営課題であると考えております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社カネカ	4,947,000	10.00
一般財団法人土谷記念医学振興基金	3,800,000	7.68
土谷佐枝子	2,015,892	4.07
社会福祉法人千寿会	2,000,000	4.04
株式会社広島銀行	1,790,915	3.62
第一生命保険株式会社	1,722,000	3.48
大下産業株式会社	1,142,275	2.30
JMS共栄会	971,267	1.96
西川ゴム工業株式会社	760,000	1.53
株式会社もみじ銀行	732,110	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—



監査役の人数 <small>更新</small>	3名
--------------------------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

業務プロセス全般において諸規程との準拠性、並びに妥当性及び効率性の検証・評価・改善を図るため内部監査室を設置しております。内部監査の業務を行う内部監査室4名は、監査役会の事務局としてその運営を補佐するほか、監査役の職務の遂行を補助しています。また、監査計画に従い内部監査を実施し、実施状況を定期的に取締役会に報告しております。  
 監査役3名の内、2名はいずれも社外監査役であり、税理士、公認会計士であります。監査役は重要な会議への出席及び重要な文書の閲覧等を通じて、取締役及び執行役員の業務執行の監視機能を高めております。特に常勤監査役は、内部監査室等と連携し、事業所への往査などにより、実効性あるモニタリングに取り組むなど、コンプライアンスを含む内部統制の整備状況等の監査を行う他、会計監査人との意見・情報交換、協議等によって相互に連携を保ち、それぞれの監査業務を充実させ、またその効率を高めるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 <small>更新</small>	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
林原康三	税理士														○
早稲田幸雄	公認会計士														○

- ※ 会社との関係についての選択項目  
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
  - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d 上場会社の親会社の監査役
  - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
  - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林原康三	○	元呉税務署長 独立役員として指定しております。	財務知識、監査経験が豊富で、税務にも明るく、内部統制を含め経営監視に秀でた人材であり、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
早稲田幸雄	○	早稲田公認会計士事務所長 独立役員として指定しております。	公認会計士として培われた専門的な知識、経験が豊富で、内部統制を含め経営監視に秀でた人材であり、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 <small>更新</small>	4名
--------------------------	----

その他独立役員に関する事項

取締役井口明彦氏、池村和朗氏、監査役林原康三氏、早稲田幸雄氏は、いずれも当社との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所が指定を義務付ける、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しており、ガバナンスのあり方とその運営状況の監視といった、企業統治における機能・役割を十分果たしていただけるものと判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

#### 該当項目に関する補足説明

2009年4月23日開催の取締役会において、年功的要素及び報酬の後払い的性格を持つ役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、取締役の報酬制度を、より企業業績や個人業績との連動性を高めた報酬体系へ移行しております。

#### ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

#### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役の年間報酬総額を記載しております。

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬決定プロセスの公正性、透明性、客観性を維持する為、役員報酬規程に基づき、「業績評価委員会」を設置し、取締役の期間業績を踏まえ、報酬を評価、査定し、取締役会において決定しております。また、監査役の報酬は、勤務実態に応じ、監査役会が個別に定め、取締役会に報告しております。2015年3月期における取締役の年間報酬総額は151百万円であります。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対して、取締役は、適時、重要な経営情報を提供し、また、必要に応じて、常勤監査役及び内部監査室に属する使用人が情報を提供しています。さらに、監査役が監査を実施する場合は、業務に精通する使用人を監査の補助にあてています。社外取締役については、経営に係る重要事項について、経営企画部門等を通じ、適時情報の交換をできる体制を確保しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

#### (会社機関の基本説明)

・取締役会は、経営の基本方針と戦略の決定等業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。なお、取締役会に上申する項目については内規を定め、適確に審議及び報告ができる仕組みを構築しております。取締役会の他、取締役、執行役員等が出席する役員会、経営進捗会議を毎月定例に開催し、経営判断に限らず、業務執行の審議や業務執行状況の報告を行っております。

・監査役会は、独立して公正な監査が行える体制をとっております。なお、常勤監査役は、取締役会の他、役員会、経営進捗会議等の重要な会議に出席し、必要な情報を収集するとともに、経営課題の共通認識に努めております。また、取締役及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす事項や内部監査の実施状況等について監査役に速やかに報告しております。

・指名審議委員会は、取締役会が選任した委員により構成され、役員・執行役員候補者について、その資質、適性等を予め審議しております。

・業績評価委員会は、取締役会が選任した委員により構成され、役員報酬決定のプロセスの公平性、透明性、客観性を維持して、役員・執行役員の業績評価をしております。

#### (監査役機能強化に係る取り組み状況)

・「社外監査役サポート体制」「社外監査役選任状況」等の欄に記載している他、内部統制委員会を設置し、その活動において監査役との情報交換を図り、監査役機能強化及び内部統制評価の機能強化を図っております。

#### (重要な会議の開催状況)

・取締役会、役員会、経営進捗会議を毎月定例に開催し、業務の執行状況の報告、審議が行われており、監査役も同席することによって経営の監視を行っております。

#### (役員選任)

・役員規程に基づき、役員(取締役及び監査役)の資質、適正等を予め審査する為、取締役会が選任した委員による「指名審議委員会」に諮り、取締役会の推薦を受け、株主総会において選任されます。

#### (役員報酬の決定)

・取締役の報酬決定プロセスの公正性、透明性、客観性を維持する為、役員報酬規程に基づき、「業績評価委員会」を設置し、取締役の期間業績を踏まえ、報酬を評価、査定し、取締役会において決定しております。  
・監査役の報酬は、勤務実態に応じ、監査役会が個別に定め、取締役会に報告しております。

#### (会計監査人)

・有限責任あずさ監査法人(2007年6月22日より)

#### (女性の活躍推進・取り組み状況)

・現在女性の役員はおりませんが、当社としても女性の登用に注力しており、女性の意識向上を図るための教育等により、女性社員の育成、定着に取り組んでおります。社内啓発も進み、徐々に女性の管理職候補が増えております。

・2015年6月現在、女性管理職の数は2名であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社における、企業統治の体制は、監査役設置会社として、独立役員に指定した社外監査役2名を含む3名体制で取締役の業務執行の監督機能向上を図っております。また、独立役員に指定した医療機器業界及び法律に精通した社外取締役2名を選任し、外部的視点から取締役の業務執行に対する監督機能の実効性向上を図っており、経営の監督機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年は法定期限通りの発送となりましたが、2013年、2014年は法定期限の5日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2003年(第38回定時株主総会)から集中日を回避して開催しており、2015年には6月19日に第50回定時株主総会を開催しました。
その他	株主総会においては、事業報告をスライドとナレーションを用いた説明、議長による補足説明により、分かり易く説明するように心がけております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家を個々に訪問して説明しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書・決算短信・事業報告書・適時開示資料・新製品情報等をホームページ上に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	創業精神・企業理念・企業指針・行動指針から成る理念体系～JMSWAY～の中に、社会への貢献を掲げており、JMSWAYカードに記載して、役員、全使用人に配付し、徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	理念体系～JMSWAY～に基づく取り組みでステークホルダーの満足度を高め企業価値の向上を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページ上に、有価証券報告書、決算短信、事業報告書及び適時開示情報を掲載し、ステークホルダーにタイムリーに情報を提供しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社取締役会は以下の「内部統制に関する基本方針」を決議しております。(2006年5月11日初回決議、2015年4月21日改定決議)。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会はコンプライアンス担当取締役を選任し、その指揮・監督の下、全社横断的なコンプライアンス体制を確立するとともに、定期的に状況報告を受ける。
2. 業務執行をしない社外取締役を置くことにより、取締役会の業務執行に対する監督機能を強化する。
3. 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め取締役の業務執行を監査する。
4. 業務執行部門から独立した内部監査部門が、内部統制システムの整備状況を監査し、必要に応じて、その改善を促す。
5. 法令等または社内ルールの違反を報告するための通常の報告ルートを整備するとともに、通報者の保護を徹底した相談・通報窓口を設置し、法令等違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
6. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応するとともに、反社会的勢力及び団体排除に向けて組織的に取り組む。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関連する資料等を、社内規程に基づき、書面または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役はこれらの文書を閲覧することができる。
2. 個人情報及び重要な営業秘密を、社内規程に基づき、適切かつ安全に保存・管理する。
3. 情報システムを安全に管理及びモニタリングし、適切なコンティンジェンシー対応により維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社及び当社グループ各社は、品質、コンプライアンス、災害、環境、情報セキュリティ等事業推進において想定される様々なリスクについては、社内規程等に基づき、責任担当部署を中心に適切に管理し、必要な対応を行う。
2. 当社及び当社グループ各社の経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生したまたは発生するおそれが生じた場合は、速やかに取締役会に報告するとともに、当社社長の直接指揮の下、必要に応じて責任者を定め、迅速かつ組織的に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、取締役、使用人が共有する全社的な目標及び効率的な達成の方法を定め、その達成に努める。
2. 取締役会は、取締役、使用人による意思決定と業務執行についての責任及び権限を明確にするとともに、社内規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保する。
3. 取締役会は、取締役、使用人による意思決定と業務執行の結果を定期的にレビューし、阻害要因の排除、低減などの改善策、施策を講じ、目標達成の確度を高める。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、グループ各社の独立性を尊重しつつ、取締役会における事業内容の定期的な報告を義務づけるほか、重要案件については、事前協議を踏まえた上で取締役会の承認を要するものとする。
2. 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
3. 当社は、グループ各社に共通の企業理念を定め、グループ各社にコンプライアンス担当役員を任命させ、グループの取締役・使用人一体となった法令遵守の思想の徹底及び企業倫理の向上を図る。
4. 当社は、グループ各社の役員及び社員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、各担当取締役を経由して当該発生事実を当社社長、コンプライアンス担当取締役及び監査役へ報告するとともに、当社社長の直接指揮の下、必要に応じて責任者を定め、事態の適正な収拾、再発防止策の立案、取締役会への報告を行う。

(6) 財務報告に係る透明性・信頼性を確保するための体制

財務報告に係る透明性・信頼性を確保するため、基本的な方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、継続的な見直しを行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くこと求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を要請した場合は、職務に適した使用人が監査役の職務を補助する。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指示命令を受けず、取締役から独立してその職務を遂行する。
2. 使用人の異動に関しては監査役に事前に説明を行う。

(9) 第7項の使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従う。また、監査役の指示により、必要な会議へ出席(監査役の代理出席を含む)する。

(10) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を、また、監査役から要請がある場合はその事項を、速やかに報告する体制を整備する。

(11) 監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び社員に周知徹底する。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1. 監査役がその職務執行について当社に対し費用の前払い等を請求した場合は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
2. 監査役職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(13) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と取締役の意見交換会、監査役と会計監査人との意見交換会を定期的に開催する。また、監査役は主要な稟議書を閲覧し、取締役または社員に対しその説明を求めることができるほか、重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、監査業務を円滑に推進する。

#### ■ 内部統制の充実に向けた取り組み

内部統制システムの一層の充実と有効性を高めるため、「内部統制委員会」及び「内部監査室」を設けております。なお、この「内部統制委員会」は、内部統制に関連する推進委員会を総括する組織体であり、内部統制プログラムに定める個別課題の協議及び推進状況の管理を行うとともに、委員会での協議事項を取締役に報告しております。また、その活動において監査役との情報交換を行い、監査役機能の補佐及び内部統

制評価の機能強化を図っております。

- ・財務報告に係る内部統制を有効にするための体制を構築するとともに、その運用及び見直しについて継続的に取り組んでおります。
- ・コンプライアンス経営の成果として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマーク付与の認定を受けております。

#### ■リスク管理体制の整備状況

経営への重大な影響を及ぼすリスクを未然に防止するため、役員会・経営進捗会議において業務執行状況の報告を定期的に行うほか、内部監査室が業務プロセスのチェック及びモニタリングを行っております。あわせて、コンプライアンス委員会を通じて、法令等遵守を徹底する為の様々な活動を継続的に実施するとともに、内部通報制度を整備して違反行為の未然防止・早期発見に努める他、表彰・処罰に関する公正な実施を行う等により、経営の健全化を図っております。

また、大規模自然災害や新型インフルエンザ等の発生を想定した災害マニュアル等の策定・更新に加えて、全社員を対象とした安否確認システムの導入や衛星携帯電話の主要拠点への配置等、有事の際に適切な対応が取れるよう環境を整備しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向け、反社会的勢力及び団体とは断固として対決する旨を基本方針と定めております。

### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・総務部に、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としており、また不当要求防止責任者を置いて対応しております。
- ・反社会的勢力による不当要求に備えて、平素より、所轄警察署、広島県企業防衛協議会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携を通じて、情報収集や協力体制の構築に努めております。
- ・反社会的勢力から接触を受けた時は、ただちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては外部の専門機関と連携して組織的に対処する考えであります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり
-------------	----

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2015年4月21日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」について、法令の改正等も踏まえ所要の変更を行ったうえで、これを継続することを決議し、2015年6月19日開催の第50回定時株主総会においてご承認いただきました。概要につきましては、当社株式を20%以上取得しようとする「大規模買付者」が遵守すべきルールを予め設定しておき、ルールを遵守しない場合や、ルールを遵守した場合であっても、その行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するものであると判断したときは、取締役会は、原則として「新株予約権無償割当て」（会社法第277条以下）の防衛措置の発動を決定することができるものとします。また、取締役会から独立した組織として、「独立委員会」を設置しております。独立委員会の委員は、公正で中立的な判断を行うため、社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任するものとします。手順につきましては、大規模買付者に対し、事前に所定の十分な情報を提供することなどを求め、独立委員会が、原則として60日以内に、検討・評価のうえ、防衛措置の発動の是非、又は株主の意思の確認について取締役会に勧告し、取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、防衛措置を発動するか否か、あるいは株主総会に諮るかについて最終的に決定することとします。なお、本防衛策の有効期間は2年であり、2017年に開催される定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結の時までとします。本防衛策の詳細につきましては、以下のURL をご参照ください。  
[http://www.jms.cc/ir/press\\_release/2015/150421\\_02.pdf](http://www.jms.cc/ir/press_release/2015/150421_02.pdf)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。

